

# 取替え時期を 迎えていませんか？



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しない恐れがあります。

(一般社団法人 日本火災報知機工業会より)

住宅用火災警報器は、設置して

**約10年が  
交換の目安です。**

※当社製、専用リチウムイオン電池(10年寿命)使用の場合。



一般社団法人  
日本火災報知機工業会も  
10年での取替えを  
推奨しています。

## 《住宅用火災警報器の『設置義務化時期』と『取替え時期の目安』》

住宅火災による犠牲者を減らすために、消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

(平成16年6月2日公布・法律第65号、平成16年10月27日公布・政令第324号・第325号、平成16年11月26日公布・総務省令第138号)

|           | 平成16年<br>10月1日 | 平成18年<br>6月1日 | 平成20年<br>5月31日                    | 平成23年<br>5月31日           | 平成26年<br>10月 | 平成28年<br>6月   | 平成30年～        |
|-----------|----------------|---------------|-----------------------------------|--------------------------|--------------|---------------|---------------|
| 新築(東京都以外) |                | 施行            | 既存住宅への設置完了期日は<br>市町村条例によって定められます※ | 設置して<br>約10年が<br>交換の目安です |              |               | 取替え時期をご確認ください |
| 既築(東京都以外) |                |               |                                   |                          |              |               |               |
| 東京都       | 施行             |               |                                   |                          |              | 取替え時期をご確認ください |               |

※既存住宅への設置は各市町村条例により、原則として平成20年5月31日、遅くとも平成23年5月31日までに期限として、設置の完了期日が定められています。

### 設置時期を調べるには

■設置したときに記入した  
「設置年月」を確認



または

■本体に記載されている  
「製造年月日」を確認



注)記載場所は、メーカーや製品により異なります。

当社製住宅用火災警報器には、専用リチウム電池の電池電圧が低下した場合、自動的に電池切れをお知らせする「電池切れ検出機能」があります。



電池切れ警報音が鳴り、作動灯(赤)が点滅して電池切れをお知らせします。

注)電池切れ警報動作はメーカーや製品により異なります。詳しくは取扱説明書をご覧ください。

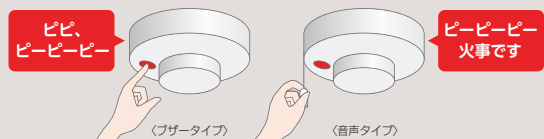
いざという時のために、  
定期的に作動確認し音を聞きましょう！

電池切れや故障している住宅用火災警報器を使用し続けると、いざ火災が発生した場合に正常に作動せず、火災の発見が遅れて大切な家族の命や財産を失う可能性があります。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。 ●定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。

### 正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。



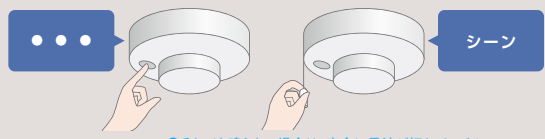
注)警報音はメーカーや製品により異なります。

### ご注意

- 火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。
- お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。
- 捨てる際は、本体と電池を別にして捨てましょう。お住まいの各自自治体が定める条例に従って廃棄してください。

### 音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



●それでも鳴らない場合は、完全に電池が切れているか、商品が故障している可能性があります。取扱説明書をご覧ください。

【問】 沖永良部与論地区広域事務組合 消防本部 電話(93)0119